

業務改善・安全管理委員会 運用指針

(委員会の目的)

第1条 株式会社ジーエル New Step 大阪はご利用者に適切かつ質の高い支援を提供するため、職員一人一人が安全に対する意識を高め、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにするために、定期的または必要に応じ隨時、委員会を開催し安全管理、事故防止の徹底を図ることを目的とする。

1) 株式会社ジーエル New Step 大阪職員は、事故を防止し、ご利用者にとって安心かつ安全な支援の構築のために以下の事項を共通の認識としなければならない。

- ①常に危機意識を持ち業務に当る。
- ②すべての支援において、確認等を徹底する。
- ③記録は、正確かつ丁寧に継続的に記載する。
- ④情報の共有化を図る。
- ⑤全体で事故防止への組織的、系統的な管理体制を構築する。
- ⑥自己の健康管理と職場のチームワークを図る。
- ⑦事故防止のための、教育及び研修システムを整える。
- ⑧管理者はもとより、事業所全体で率先して事故防止に対する意識を高める。

2) 職員は、業務の遂行に当たり、適切かつ安心、安全な支援を行うよう細心の注意を払うとともに、事故を未然に防ぐための知識、技術を習得しなければならない。

(事故防止ならびに業務改善推進のための委員会に関する事項)

第2条 事故防止ならびに業務改善に関する審議機関として業務改善・安全管理委員会を設置する。

1) 業務改善・安全管理委員会は、定期的または、安全管理、業務改善に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度に、隨時委員会を開催し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ①事業所内における事故防止ならびに安全管理体制の確立に関すること。
- ②事故防止ならびに業務改善に関わる情報収集、集計、分析、対策立案、フィードバック、評価。
- ③事故発生時における関連部署との連携、調整。
- ④事業所内で報告のあった事故及び事故につながる事例の対応策に関すること。
- ⑤安全管理等マニュアルならびに業務マニュアル等の整備に関すること。
- ⑥職員を対象とした安全管理等研修の実施に関すること。
- ⑦その他、事業所内の事故防止および安全管理体制の推進に関すること。

(委員の選出)

第3条 業務改善・安全管理委員会は、各事業所より幅広い職種によって構成する。なお、必要に応じて行政機関や知見を有する第三者の助言を得る。

- 1) 委員会の委員については、以下の委員会役員名簿のとおりとする。

業務改善・安全管理委員会役員名簿

委 員 長	New Step 大阪 各事業所管理者または児童発達支援管理責任者
委 員	New Step 吹田教室 支援員
委 員	New Step 大阪 2nd 吹田青葉丘教室 支援員
委 員	New Step 大阪 3rd 江坂教室 支援員
法 人 選 出 委 員	株式会社ジーエル 管理部
児童福祉部選出委員	株式会社ジーエル 児童福祉部マネージャー

(事故防止ならびに安全管理のための研修に関する基本事項)

第4条 事故防止ならびに安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について全職員を対象として周知徹底を図る。また、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図ることを目的とする。

- 1) 現任者には、各種事故防止マニュアルや各種事故対応マニュアル及び各種災害時対応マニュアルに基づく研修を、定期的に開催する。
- 2) 新規採用者には、毎月の入社時研修において、各種事故防止マニュアルや各種事故対応マニュアル及び各種災害時対応マニュアルに基づく研修を実施する。
- 3) 業務改善・安全管理委員会ならびに事業所管理者が、安全管理や業務改善に関する研修が必要と認めた場合には、隨時実施する。
- 4) 安全管理及び事故防止推進に必要な、外部機関研修の開催情報を広く告知し、希望者の参加を支援する。
- 5) 研修の開催結果、外部機関研修の参加実績を記録し保存する。

(事故報告及び支援に係る安全確保を目的とした改善の方策に関する基本方針)

第5条 ご利用者の安全確保、事故防止の観点から、支援を行う過程で発生した想定していなかった事象や好ましくない事象の発見者または当事者は、所定の報告書を用いて報告する。

- 1) 報告は情報の収集、分析を行うことで事故を防止するための改善策を作成し、事故を未然に防止するシステムを構築することを目的とする。

- 2) 報告は原則として別に報告書式として定める書面をもって行い、事実のみを記載する。
- 3) 本指針に従って行われた報告は、報告者の個人的責任は一切問われず、事業所内の守秘義務は保持され、不利益な取り扱いを行われることはない。
- 4) 業務改善・安全管理委員会は、事業所から報告された事例ならびに安全管理に関する各種情報に基づき、再発防止策や改善策を立案、実施ならびに職員への周知を図り、改善策が有効に機能しているかを調査し、必要に応じて見直しを図る。

(事故発生時の対応に関する基本方針)

第6条 支援を行う過程でご利用者によきせぬ、重大な障害が発生した場合はご利用者の生命と安全確保を最優先とし、発生した障害に合わせた職員間の連携により、チームとして対応する。

- 1) 事故が発生した場合や、重大な事故につながる恐れがある事例が認められた場合は、経過を整理、確認し事実経過を正確に記録する。
- 2) 事故発生後、事故の内容及び予後を記録等に基づき事実経過を正確にわかりやすくご利用者、家族へ説明する。
- 3) 支援サービスの提供に支障を来さない限り可及的速やかに、直接または事業所管理者を通じて法人管理部及び法人児童福祉部に連絡を入れ、事故報告書を提出する。

(ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第7条 当該指針は、ご利用者及びその家族から閲覧の申し出があった場合には速やかに応じるものとする。

(その他安全管理及び事故防止対策の推進のために必要な基本方針)

第8条 業務改善・安全管理委員会は本指針を全職員に周知徹底する。

第9条 当該指針ならびに各種事故防止マニュアルや各種事故対応マニュアル及び各種災害時対応マニュアルは定期的な見直しや更新、改訂を行う。

(附則)

- 1) この指針は令和4年4月1日より施行とする。
- 2) この指針は令和5年12月1日から施行とする。